

平成29年 2 月20日（月曜日）

美里町議会行財政・議会活性化
調査特別委員会会議録

（第1日目）

平成 29 年 美里町議会行財政・議会活性化調査特別委員会会議録（第 1 号）

平成 29 年 2 月 20 日（月曜日）

出席委員（14 名）

委員長 平 吹 俊 雄 君

副委員長 我 妻 薫 君

委員 千 葉 一 男 君

藤 田 洋 一 君

櫻 井 功 紀 君

鈴 木 宏 通 君

吉 田 二 郎 君

佐 野 善 弘 君

福 田 淑 子 君

柳 田 政 喜 君

大 橋 昭太郎 君

橋 本 四 郎 君

山 岸 三 男 君

前 原 吉 宏 君

欠席委員（なし）

議長 吉 田 眞 悦 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 吉 田 泉 君

事 務 局 次 長 佐 藤 俊 幸 君

主 幹 兼 議 事 調 査 係 長 高 橋 美 樹 君

平成 29 年 2 月 20 日（月曜日） 午後 1 時 30 分 開議

第 1 第 1 分科会報告について

第 2 第 2 分科会中間報告について

第 3 平成 28 年議会報告会の検証と次年度への提案について

第 4 特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した事件

- 第 1 第 1 分科会報告について
- 第 2 第 2 分科会中間報告について
- 第 3 平成 2 8 年議会報告会の検証と次年度への提案について
- 第 4 特別委員会の中間報告について

午後 1 時 3 0 分 開議

- 委員長（平吹俊雄君） 午前中に続いての会議、大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから行財政・議会活性化調査特別委員会を開きます。

座って進めさせていただきます。

ただいまの出席委員14名でありますので、本特別委員会は成立いたしております。

第 1 分科会委員長及び第 2 分科会委員長から提出されました第 1 分科会報告書並びに第 2 分科会中間報告書につきましては、既に皆様にお届けしたとおりであります。

平成28年議会報告会の検証と次年度への提案（案）につきましては、既に皆様にお届けしたとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 第 1 分科会報告について

- 委員長（平吹俊雄君） 日程第 1、第 1 分科会報告についてを議題といたします。

第 1 分科会委員長から報告をしたいとの申し出がありますので、発言を許可いたします。

大橋昭太郎第 1 分科会委員長、登壇願います。

〔大橋昭太郎第 1 分科会委員長、登壇〕

- 第 1 分科会委員長（大橋昭太郎君） 第 1 分科会委員長の大橋です。

それでは、第 1 分科会の報告をさせていただきたいと思います。

本分科会に付託された事項は、通年議会、事務局体制の強化、基本条例ですね。それで、中間報告以降につきましては、以下のとおりの審議を行ってまいりました。

まず最初に、議会基本条例についてでございますが、平成 20 年から議会改革への取り組みを行ってきたところでございますが、最初の課題といたしまして、議会基本条例については、それぞれの項目、その一つ一つを実践した中において、最終的に基本条例の作成に進むというような決定がなされております。そういったような中、さまざまな議会改革に取り組んでまいりました当議会におきまして、最終的に、基本条例の策定に向かっていいのではないかとというようなことが分科会の中で話し合われ、以上のような形で基本条例（案）を示させていただきたいと思います。

「町民に選ばれた議員により構成されている美里町議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民の福祉の向上のために果たす役割は大きくなっている。議会はその持てる機能を駆使し、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点及び争点を町民に明

らかにする責務を有している。自由で闊達な討議を通じて、公正性及び透明性を確保することにより、町民に信頼される議会を目指す。よってここに美里町議会基本条例を制定する。」という前文から始まりまして、第1条に目的、第2条は議会の活動原則、第3条は議員の活動原則、第4条に情報公開、第5条に最高規範性、第6条には見直し手続を条例の中にのせているところでございます。

大変に短い基本条例というような分科会の中でも指摘がございましたが、あくまでも議員、議会の理念という観点から、短い形ではございますが、こういったような形で制定させていただきたいと思っております。

それで、この条例を平成29年4月1日からの施行としたいと思っております。

続きまして、事務局体制の強化でございますが、これを審議している中で、話題となった部分におきましては、定員適正化計画と職員定数条例とのそごはといったような問題や、定員適正化計画で言われている類似団体は、条例定数より多く配置されている大河原町、加美町の現状は、それから事務局職員の研修や他自治体職員との交流が事務局体制の強化に不可欠であるといったような課題が出されました。

条例定数以内であれば可であるということから、美里町の事務局職員の定数は5になっておりますが、それ以内であれば可であるというようなことでございます。類似団体の関係におきましては、総務省が基準を示しておりますが、それが1万分の2、2万5,000ということから、2.5になっているということから、現在ではその適正計画の中においては3となっております。

条例定数より多く配置されている大河原町、加美町は、両自治体とも監査事務局との専従や兼任による条例定数よりも1名多い配置となっております。

事務局職員の研修や他自治体職員との交流が事務局体制の強化に不可欠であることにつきましては、まず、人力的な配置が少ないための研修等への参加が困難であるといったような状況にあるということでございます。さらには、議会図書室の充実といったような問題も出されております。それらにつきましては、毎年度予算要求していただきたいと思いますと思っております。それらの図書整備が事務局の職員の一助になることは間違いないことと考えております。

そういったようなことから、定員適正化計画での議会事務局職員は3名であります、1名増員することを要望する。こういったような形で分科会の中では決定されております。

以上、第1分科会の報告とさせていただきますと思います。

○委員長（平吹俊雄君） これをもって、第1分科会委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑については、自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。山岸三男委員。

○委員（山岸三男君） 山岸です。

第1分科会の皆さん、大変御苦労さまでした。大変立派にまとめていただいたなという感想を持ちましたけれども、そこで2点ばかり質問をさせていただきます。

あくまでもこれは条例ということでございますので、最初の議会基本条例(案)のその次に、本来ならば、要旨とか、趣旨ということで、次の文言が入るだろうと私は思っておりました。だから、単なる前段の説明だけで、何のための説明なのか、これはこういう目的と第1条、第2条、第3条と、それぞれの目的とか、原則、原則ということで書いてあるのであれば、前段の部分にも要旨とか、趣旨とかという文言が入ってしかるべきではないかと私は感じたので、なぜそれを入れなかったのかということが一つです。

それから、我が美里町には、議会だよりの発行に関する条例だとか、あと申し合わせ事項という各種そういう例規がございます。それらの整合性はどの部分で整合性を保つのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋昭太郎委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） 前文の中にほとんどこういったような趣旨で基本条例を作成するといったようなことに、その部分は書いていると思っております。さらに目的の中に、目的として第1条に記載しているとおりでございます。これ以上、答えようがないのでございますが……、2つ目は何だったっけ。

そうですね、その部分につきましては、2つ目の問題につきましては、先ほど説明の中で申せばよかったんでございますが、議会の会議条例を持っている自治体は全国の中でほとんどないというようなことでございまして、各ほかの自治体においてはそれらを盛り込むことによって、大変長い基本条例になっているものと理解しております。そういったようなことから、会議条例、その他の規則に直接かかわっていない部分、例えば議会の活動原則、議員の活動原則、ここに述べております部分につきましては、ほかの条例や規則には抵触していないものと認識しております。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君） よろしいですか。山岸委員。

○委員（山岸三男君） そんなに難しい質問をしたつもりはないんですけども、最初に私、申

し上げました要旨とか趣旨という文言をどうして入れなかったのかということをお尋ねをしたので、そのことをもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） よくわからないんですけれども、趣旨になると思うんですね、前文が。一般的な条例の作成の中では、こういったような形の中で前文の中に盛り込んでいるものと理解しております。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。山岸委員。

○委員（山岸三男君） なかなか私がお尋ねした質問に、私が求めている答えにはならないんですけれども、見解の相違かもしれませんけれども……。

それで、あと、2つ目の私が質問をした美里町には各種条例がそれぞれあるんですけれども、その整合性に関してはどうかということで、私がこの条文を読んだときには、第6条に、最後のほうにいろいろ検討して改正を含め、適切な措置を講ずるものとするということで、そのことで整合性を保つというか、そういう受けとめ方でよろしいのかどうか、それをお答えしたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） 見直し手続の部分でございますが、この部分につきましては、例えばこの条例（案）の部分で改正しなければならない部分、あるいは廃止してもいい部分とかといったようなことが、これを見直しする部分を設けておきまして、今後、もっとこういったようなものを盛り込んではどうだろうかとか、といったような部分は、その議員提案によって、そして特別委員会を設置して行うとしております。これは山岸委員が今言われている部分とは違うのではないかと思うんですが、そうは考えておりません。他自治体の基本条例などは年に1回とかといったような期限を設けた見直しをうたっているところもございますが、この部分については、あくまでも必要に応じて見直し手続を行っていくという考えでございます。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。前原委員。

○委員（前原吉宏君） 済みません。前原です。

私からは事務局体制の部分で、議会図書室の必要性というのをもうちょっと具体的に教えていただきたい。お願いします。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） 当然事務局職員も使用する部分、これも議会改革の項目

の中にもあるところでございますけれども、議会図書室、今あるとおりでございますが、毎年度予算要求をして、図書の充実を図っていく、これが議員のみならず議会の事務局職員においても大変に必要なことだろうというふうに考えております。

○委員長（平吹俊雄君） 前原委員。

○委員（前原吉宏君） ということは、今の文庫というか、形のまなんですけれども、図書室という形、字のとおりで、想像的には、部屋をつくるのかなという、そういうイメージも持ったんですけれども、それに向かった方向で考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） この図書室の表現でございますけれども、あくまでも今のままにおいて、毎年度予算要求をして図書の充実を図ってってもらいたいという、そういったようなことでございます。新たな部屋を設けるといったような考えではございません。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。我妻委員。

○委員（我妻 薫君） 委員長からはあくまでも議員、議会の理念にとどめたということで短くなったという説明があったかと思いますが、特にこの第2条の絡みでいって、特にこの間の議会の私たちの活性化の経過と、そういったものの絡みでここまで短く、要約だけにとどまったというところをもう少し説明いただければと思いますが。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） 議会の活動原則の部分につきましては、当初分科会の中で話し合ったときには、例えば栗山のように実践してきたことを基本条例の中に盛り込むことによって、それは達成されるのではないかといったようなことで、議論されてきたところでございますが、活動原則、あくまでも総体的な考えの中での表記にとどめて、そういったような部分で十分ではないかといったようなことでこの文言になったところでございます。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻委員。

○委員（我妻 薫君） 私、聞いたのは、この第2条の（1）もそうですが、（2）も、あるいは（3）についても、これまでこの本町の議会では、それぞれ実践できるところから積み上げてきて、それぞれの委員会条例なり、あるいは申し合わせ事項等々に反映されてきているのかなと、そういったところを踏まえた意味で、そことの整合性の上に立ったこの基本条例ということとで捉えていいんですね。そこを確認したいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） そのとおりに考えております。さまざまな条例、規則、

その他には、私たちがやってきたことを、例えばその反問権の付与、それから自由討議、さまざまな部分はもう反映されているところがございますので、あくまでも理念として記載させていただきました。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。福田委員。

○委員（福田淑子君） ２番福田です。

まず目的の第１条のこの条例は、「議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより」というふうにあります。役割を果たすための基本事項でない、基本的というふうにつけたその理由について伺いをいたします。

それから、いろいろ積み重ねて、どうしてやっぱり基本条例をつくるべきだというふうに至った経緯について、もう少し詳しく、なくても構わない、今までいろんなものを積み上げてきて、どうしても基本条例が必要なんだといったその第１分科会のその協議の様子について、伺いしたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第１分科会委員長（大橋昭太郎君） 最初のその第１条の基本事項ではなく、なぜ基本的なのかといったようなことですが、あくまでも基本事項といったようなこまい部分ではなく、基本的にこういったような部分かというような基本的事項を定めるというのは、あくまでも理念の部分だというふうに考えておりました。そういったようなことから、その基本的事項を理念というふうに考えたところから、こういったような表記になったというふうに認識しております。

それから、なぜつくらなければならないのか、あくまでも今も申しましたように、理念の部分でございまして、これが当議会において、これらが損なわれているとか、そういったようなことではなく、あくまでも原則とか、理念とかといったような部分を表記していくといったような方向でその策定に向かったという次第でございます。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で第１分科会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第１分科会報告について委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、第１分科会委員長報告のとおりとする

ことに決しました。

日程第2 第2分科会中間報告について

- 委員長（平吹俊雄君） 日程第2、第2分科会中間報告についてを議題といたします。

第2分科会委員長から中間報告をしたいとの申し出がありますので、発言を許可いたします。
吉田二郎第2分科会委員長、登壇願います。

〔吉田二郎第2分科会委員長、登壇〕

- 第2分科会委員長（吉田二郎君） 第2分科会委員長の吉田二郎でございます。

私からは、本分科会に付託された下記事項について、協議をしましたので、中間報告を申し上げます。

1として、第2分科会への付託事項は、議員経費の検討であります。

議員期末手当、議員費用弁償、政務活動費であります。

そして、2として新たな付託事項として、「委員長報酬」について、平成28年10月4日行財政・議会活性化調査特別委員会において付託され、平成28年12月19日まで29回の委員会を開催しました。

3として、経過について、平成27年11月12日の15回の協議までは既に中間報告を済ませておりますので、第16回平成28年2月10日からの協議について報告します。

第16回平成28年2月10日議員期末手当、議員費用弁償、政務活動費の今後の進め方について。

第17回平成28年3月28日議員費用弁償、政務活動費について。

第18回平成28年5月9日議員費用弁償、政務活動費について。

第19回平成28年5月26日政務活動費について。

第20回平成28年6月20日政務活動費について。

第21回平成28年7月22日政務活動費について。

第22回平成28年8月5日議員費用弁償について。

第23回平成28年8月24日中間報告書について。

第24回平成28年9月1日中間報告書作成について。

第25回平成28年10月18日議員期末手当と委員長報酬について。

第26回平成28年10月26日議員期末手当と委員長報酬について。

第27回平成28年11月9日議員期末手当と委員長報酬について。

第 28 回平成 28 年 11 月 25 日委員長報酬について。

第 29 回平成 28 年 12 月 19 日中間報告書作成について。

4、協議結果

議員期末手当について

議員期末手当の加算支給については、必要性は認めるが、第 3 次財政健全化計画を鑑みると、現時点での支給は難しい。

議員費用弁償について

「美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」と整合性を図り、費用弁償については、日額 1,000 円とし、次期改選後から適用する。

政務活動費について

政務活動費は、議員活動において調査研究、資料購入や作成、広報広聴等に活用し、町政に反映させる活動に資するために必要な経費の一部である。

しかし、導入するには経費の使途基準を精査し、町民の理解を得る必要があることから、現時点では、時期尚早である。

「委員長報酬」について

常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬の区分を新たに加え、月額を 23 万 3,000 円とし、次期改選後から適用する。

の議員期末手当について説明をさせていただきます。

旧小牛田町のときは、平成 13 年 3 月議会に議案として審議され、議決されたもので、平成 13 年 3 月 9 日から旧小牛田町は廃止、また、旧南郷町は平成 14 年 4 月 1 日より時限立法により支給を停止した。

主な意見として、県下で加算をしていないのは美里町だけであるので、加算を考慮してもいいと考えたが、町として第 3 次財政健全化計画をしているので、加算は難しい。また、特別職が報酬を 10% カットしているのに、議員だけ上げるのは難しい。報酬が 23 万円だけなので、若い人のためにも加算をしてやりたいというような意見が出ました。

の議員費用弁償について説明させていただきます。

そもそも費用弁償とは、本会議や委員会などに出席する際に、交通費や宿泊費などが議員に支給される制度であります。主な意見として、宮城県の町村議会を出している実態調査表では、費用弁償は日当になっております。今までずっと費用弁償について議論したのは、交通費をベースに計算しているが、交通費とした場合でも個人個人の計算ではなく、全部定額で出してい

るので、日当的な考えではないかという意見がありました。

そこで、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で第5条第5項に特別職の職員で第2項に掲げるものがその居住地、または滞在地における会議、または調査会等に出席したときは、前項の規定にかかわらず、その費用弁償として日額1,000円を支給するとあります。

そこで、町の費用弁償の捉え方と議会の議員の捉え方を一緒にして、同じ金額を支給すべきと意見が一致し、町の特別職に準じ日額1,000円としました。

政務活動費について説明させていただきます。

平成26年宮城県町村議会実態調査表から、県内22町村のうち、政務活動費を取り入れている町村を見ますと、10町であります。その中から大河原町、利府町、大和町へアンケートをお願いしたり、ホームページなどから資料を取り出し、参考にしました。主な意見として、今の社会情勢、マスメディアで騒いでいたとおりなかなか難しい。なぜ必要なのか町民に具体的に説明をしてある。政務活動費を導入する方向でいくのであれば、当然使用目的だとか、規約をきちんとしたものをつくらないといけない。町民にもちゃんと理解してもらえるように、説明がつくような内容にしなければならない。必要性は全員確認をしている。しかし、今やるとしたら、町民に理解できるような内容を吟味してやらなければならないと思う。そこで、やろうとする方向に持っていくのか、今回は、時期尚早で見送るのか。

委員長報酬について説明をさせていただきます。

特別委員会から付託された委員長報酬は新たな取り組みとして常任委員長、議会運営委員長に関しては区分に入れる。議会活動の中で委員長の仕事はかなり多くなっているのので、報酬を出してもいい。委員長は5,000円でもいいという意見などが出ました。なお、中間報告書とした理由は、今後議員報酬に係る常任委員長及び議会運営委員長の報酬の区分を新たに加えることについては、特別職の職員の報酬等審議会の意見聴取を踏まえて進めていくことになり、また議員費用弁償については、関係例規の見直しを行う必要が出てまいりますので、中間報告書としました。

以上、第2分科会からの中間報告といたします。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（平吹俊雄君） これをもって、第2分科会委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑については、自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。橋本委員。

○委員（橋本四郎君） 4つばかりありますので、お聞きします。

1つは、この日にちは、2項、3項ですか。1,000円の分と費用弁償分とそれから委員長の報酬の分と、これは来年、議員改選されてから実施しますと、こうあります。これはもう決めたんでしょ、実施すると。来年の選挙から承認さえもらえればやりますという決定ですよ。これから検討ではなくして、もうこれは9月議会にかけるのか、あるいは何か変えるかは別にしても、もうやりますよということですね。そういうことだと思いますが、違うのかどうか、それが1つ。

それからもう一つ、1番目の中に、「第3次財政健全化計画を見ると」とあります。財政計画を見て、どういうことからこれを期末手当の加算分をつけてはいけないと判断したのか。どういう町の財政事情からこの第3次計画で判断するのか、その内容を具体的に説明してください。

3番目は、みみっちい話ですけども、費用弁償とさっき交通関係なんかも言われましたね。ただ、交通手当なんかだったら、じゃあ職員の例に従って、何キロ以上の人には幾らの交通費を支給しますというほうがいいのかではありませんか。役場のそばにいる人も1,000円、小島のほうからきても1,000円、そういう決め方するというのはおかしいんじゃないですか。交通費と考えるならば、そういう距離によって支払う方法を考えたらどうですか。その部分が1つです。

それから、政務活動費は意見として申し上げますが、ほかの町村が支給するから我がほうもしたいというのなら、そこにある議会だよりを読んでくれませんか。ほかの市町村がどういう議員の人たちが活動しているのか。仕事の内容もほかの市町村の議員と同じような活動をしていたらわかるけれども、自分たちの活動だけを見ていて、そして、ほかがもらうからもらうと。ほかのようなことをするならわかりますけれども、特に見てください。南三陸町と女川町、これが議会報告会の経過を書いている内容、まことにすばらしいです。そういうものを見られて、他の市町村を例に捉えて実施するならわかるけれども、こちらはこちらに町民から批判されることをしながら、政務活動費はこういうわけですというのはおかしい。どういう活動だかしっかり知ってほしいと思います。

それから、委員長の報酬です。たかが3,000円なんです。何で3,000円くらいで、今の23万円で間に合わないんですか、委員長は毎日議会に来るわけではないでしょう。私は毎日家で議会の勉強をしています。はっきり言えば。年をとっているから、忘れるから。だから、委員長なったから3,000円上げますとか、2,000円上げます。こんなみみっちい議員で町民の代表なんですかね。そのことをそんな3,000円のために5回も6回も何回もしている。何でそういうふうな

3,000円上げる理由になったか、もう1回説明してください。

○委員長（平吹俊雄君） 吉田委員長。

○第2分科会委員長（吉田二郎君） 1番目の期日というか、日にちの件ですけれども、到底今からでは新年度予算にも間に合わないし、新たに来年度改選期にもなりますし、その方向から始まったほうがいいのではないかなというので、次期改選後からということを入れさせていただきました。

あと2番の、財政計画でしたよね。第3次財政健全化計画が出されまして、いろいろ町としても事業を行うようなことも取りやめたとか、幾らかでも議員としての要するに予算をそちらのほうに回したほうがいいのではないかとということで、そこに入りました。

あと、交通費、確かに費用弁償は交通費もかかわることですけれども、前までだと実費も含めてやっていたと思うんですけれども、そのキロ数で支払う方法も意見としては出ましたけれども、そういうのではなくてというわけではないんですけれども、条例のほうに基づいて1日1,000円というように決めさせていただきました。

それから、政務活動費は、これは県内の自治体全てのやつではなくて、10の町で実施している。そのところをいろいろ参考にしましたけれども、今の段階では政務活動費は見合わせたほうがいいというような結論に達しました。

以上です。（「委員長報酬」の声あり）

委員長報酬の3,000円の件ですね。先ほどお話をしましたように5,000円というような、出すならということでございましたけれども、県内で2つの自治体の実施しているんですよ。それを参考に踏まえまして、3,000円ということを決めたわけでございます。

○委員長（平吹俊雄君） よろしいですか。橋本委員。

○委員（橋本四郎君） 中間報告でいきましょう。結果的には内容的には中間報告と言われるのは政務調査費の関係、結果的にはこれだけなんですよね。1番目の議員の期末手当、これは中間報告と考えてもいいと思うんです。ほかは、これはしたいというのでしょうか、もう。来年の選挙後から。中間報告というのは決定事項でしょう。もう中間報告というのは、ここはこういうふうに決めましたと。ほかの2つの問題は政務調査費と、それから期末手当についてはまだ検討を見るものでありますから、これは中間報告になりますというならわかるんですよ。全部を中間報告というような言い方はやめたほうがいいと思うんです。もう既に4番目と、それから委員長の報酬、これはもう来年の改選期から実施するというのでしょうか。そうしたら中間報告ではないのではないですか。その表現の仕方をもう1回。

- 委員長（平吹俊雄君） 吉田委員長。
- 第2分科会委員長（吉田二郎君） ただいまの質問にお答えいたしますけれども、中間報告に
しなくてもいいという今の質疑ですけれども、これは最終的には特別職の職員の報酬等の審議
会のほうにかかるものですから、費用弁償のほうはよろしいんですけれども、そういう絡みも
ありまして、審議会の答申待ちで中間報告にさせていただきました。
- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。
- 委員（橋本四郎君） 特別職の報酬審議会というのは、費用弁償のことをやらないはずなん
ですよ。報酬だけです。町長の給料を幾らにするかとか、議員の報酬を幾らにするかと、それだ
けなんです。そこ間違っていないですか。費用弁償は、特別職の報酬審議会の議案ではないはず
なんですが、どうですか。
- 委員長（平吹俊雄君） 吉田委員長。
- 第2分科会委員長（吉田二郎君） ちょっと私の答え方がまずかったんでしょうけれども、常
任委員長、議会運営委員長の報酬は、これは審議会のほうに審議されるものですから、その
ためでございます。
- 委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時18分 再開

- 委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。
吉田委員長、答弁をお願いします。
- 第2分科会委員長（吉田二郎君） 橋本委員の質疑にお答えいたします。
今回のこの特別委員会でお認めをいただければ、費用弁償のほうも委員長の議員報酬のほう
も条例をつくる作業部会のほうが残っていますので、中間報告とさせていただきました。
以上でございます。
- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。
- 委員（橋本四郎君） わかりました。中間ということはそういうことで意味する中間でしたら、
ある程度はそうかなという感じがします。
1番の期末手当のことで申し上げます。第3次財政健全化計画の中身をどう検討されて、こ
れが大変だからというふうになったのかと。それでは、どういう状況の財政状態になったら、
これを皆さん方、提案するのか。要するに、割り出しの部分を上申しようとしたのか、その辺

の金銭的な財政の中身を説明してください。

何で私、これを言うかという、これは会議録になると、インターネットに載るんです。町民の何人かは見ているんです。そういう論議をしているのに、議員の中で誰も疑念を持たなかったのかというのが恥ずかしいんです。第3次財政計画がどういう事情だから今はだめだと。しかし、この程度になったら何とかしようという経緯になったというその意見の内容を聞かせてください。

- 委員長（平吹俊雄君） 吉田委員長。
- 第2分科会委員長（吉田二郎君） 休憩をお願いいたします。
- 委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時28分 再開

- 委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

吉田委員長。

- 第2分科会委員長（吉田二郎君） 大変申しわけございませんでした。

さきの全員協議会で御説明を受けたように、橋本委員も御承知のとおり、前の佐々木町長時代から町三役は10%をカットしております。そこで、議員期末手当を加算支給することが難しいと判断いたしましたので、そういう答弁になりました。

以上です。

- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。
- 委員（橋本四郎君） 私の言っているのはそれではないですよ。そんなことは聞いていない。「必要性は認めるが、第3次財政健全化計画を鑑みる」とある。どういうふうな検討をされて、第3次をここに書いたのかと。その財政は、ここがあるのでだめなので、こうなったらこれを使いますという考え方の説明を論議したんでしょう。第3次計画はどのような町の財政事情だから今回はだめだと。しかし、財政がこういうふうには好転したならば、この場合に請求します、要求してよこしましょうという話は出たんでしょう。その内容を説明してくれということです。第3次計画と書いてある、ここに。

- 委員長（平吹俊雄君） 吉田委員長。
- 第2分科会委員長（吉田二郎君） ただいまの質問ですけれども、そういう議論はされておられませんでした。

- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員、詳しい議論はしていないということですが。橋本委員。
- 委員（橋本四郎君） 不十分だけれども、その辺は会議録に載るんだから、そういう適当な討議でもってこういうふうにつくったというふうに会議録に載りますからね。

次にいきます。政務活動費が何で小牛田町時代になくなったか御存じだと思うんですが、この中に関係する議員はいません。平成13年から14年にかけて、私が住民請求をして二千何ぼの署名を集めてこれをつくらせたんです。当時の議会が決めたんです。委員会で。委員会で決めたけれども、町長は委員会、議会からのその要請は受けられませんか、町長は断ったんです。会議録を見てください。当時の経過を。だから、そういういきさつがあるということは、今、我々がこれ以上町民に負担をかけるような財政にかけけることは避けようではないかという気持ちがあるので。皆さん方が町長のところへ行かれたこともあると思いますけれども、今、町民の苦情というのが5万円や50万円の、そんな小さな事業まで断られているんです。おくられているんです。そのときに議員のほうだけがこういう財政を何とかしていこうという気持ちになることはおかしくありませんか。

端的に言います。108号線に平自動車という自動車会社があります。あそこの近くに三塚幸男という人の孫、これは三塚幸男といたら前に農業委員会の委員長をしていたんです。その孫から私に來たんです。「道路が崩れて危ないから何とかしてください」といいたら、「金がなくてできません」ところが、去年の11月にしました。この冬は……、という抗議をして、そんな半日で終わるような工事さえも滞っている中で、何で議員の報酬とか、議員の手当を上げようとするんですか。どうなんでしょう。皆さん方、そういうよく考えてみませんか、私、こう言ったんですよ。1,600万円の負債をこっちから金を払うなら、そういう事業にはっきり言うときちんとした態度をとれなかった議員とか、町長、あんたから30%の報酬をカットして、これ穴埋めしてみてくれと、私、こう言ったんです。そういう気持ちになりませんか。私たちの不都合で、町民に負担をかけながら、もらっただけもらっていこうというその気持ち、その政務調査費を検討した皆さん方、何を考えているのか、これ苦情だけ言います。意見があるなら言ってください。

- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員、政務活動費ですか。
- 委員（橋本四郎君） 質問ですね。
- 委員長（平吹俊雄君） 政務活動費はもらわないことになっているんですよ。
- 委員（橋本四郎君） それを取る取らないではなく、論議するといふのであればおかしいというんですよ。そんなことに時間をかけて。そうでしょう。出すか出さないかといったら、あん

たたち出すという意識もあるから論議するのであって、出さないという意識とか、出すべきでないといったら最初から議題になんかならないでしょう。違うか。いずれにしろそうです。

ただ、こういう論議を例えば、駐車場の問題にいきましょう。（「政務活動費の質問をしてください」の声あり）

政務活動費はそうなので、そういう経過を知って論議をされたんですかどうですかとお聞きしましょう。

○委員長（平吹俊雄君） 吉田委員長。

○第2分科会委員長（吉田二郎君） お答えいたします。

政務活動費は私たち、第2分科会に付託された事項なので、協議をさせていただいた次第でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

○委員（橋本四郎君） 私、こう言いましょう。付託されてでも、こういう経過があって委員の皆さん方がこういうことは議論はおかしくないかという意見が出なかったのが残念です。本来なら付託されたから何でも論議するのではなくて、その論議する前提があるんです。論議する過程、価値があるから論議してこういう結果になったんでしょう。最初から論議する価値がなかったら、こんなもの論議する必要がないって、最初から政務調査費は持たないと、こう言えばいい。欲しいから論議したんでしょう。違いますか。そうとしか思えないんです。だから、付託されたから何でもやるというのは、付託されるときにこれは議論の価値がないというくらいの意気込みを持ってほしい。

○委員長（平吹俊雄君） その次をお願いします。

○委員（橋本四郎君） それで異論があるんなら言ってください。なければ黙っててください。

○委員長（平吹俊雄君） 次にいってください。委員長が言ったとおりなんです、付託しているからこの議論をしたということなんです。

福田委員。

○委員（福田淑子君） 2番福田です。

この特別委員会で橋本委員も一緒になって決めて第2分科会に付託されました。橋本委員も異議なしということで付託されて、それを審議したわけです。人ごとみたいに言わないでください。誤解されますので。

○委員長（平吹俊雄君） 橋本委員、別な質疑をお願いします。

そのほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で第2分科会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第2分科会中間報告について、委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。

よって、第2分科会委員長報告のとおりとすることに決しました。

今後議員報酬に係る常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬の区分を新たに加えることにつきましては、特別職の職員の報酬等審議会の意見聴取を踏まえて進めていくことになります。

また、議員費用弁償につきましては、関係例規の見直しを行う必要が出てまいりますので、引き続き第2分科会での協議をお願いしたいと思います。

今回の報告をもちまして、本特別委員会全体での取り組みとした項目も含め、各分科会に付託された取組項目につきましては、一通り審議をしていただきました。今後の進め方についてありますが、平成20年12月定例会において議会活性化調査特別委員会が設置された以降の取り組みについての確認作業を行う必要があると考えます。

お諮りいたします。

今後の進め方につきましては、これまでの議会活性化のために取り組んできた項目についての確認作業を行うこととし、その進め方につきましては、運営小委員会に一任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。

よって、今後の進め方につきましては、これまでの議会活性化のために取り組んできた項目についての確認作業を行うこととし、その進め方につきましては、運営小委員会に一任することに決しました。

日程第3 平成28年議会報告会の検証と次年度への提案について

○委員長（平吹俊雄君） 日程第3、平成28年議会報告会の検証と次年度への提案についてを議題といたします。

平成28年議会報告会は、実施要綱に沿って行い、その取りまとめについては、平成28年12月

26日に開催された本特別委員会で確認され、可決いただいたところです。実施要綱では、検証と次年度実施に向けた提案については合同会議で行うこととしておりますので、合同会議において検証を行い、次年度への提案について提出をしていただきました。その内容につきまして合同会議座長の説明を求めます。我妻 薫座長、登壇願います。

〔我妻 薫合同会議座長、登壇〕

○合同会議座長（我妻 薫君） 座長を務めました我妻でございます。

お手元に、平成28年議会報告会の検証と次年度への提案についての（案）が示されていると思いますので、それに基づいて報告したいと思います。

検証結果でございますが、まず1点目に、今、委員長のほうにもありましたけれども、12月26日に報告していましたとおり、平成28年議会報告会は、12の会場で開催し、出席者は154名で、昨年より増加したというふうに確認しております。

昨年の平成27年の報告会は133名でしたので、若干の増加というふうに捉えております。

2点目に、その報告会の中で、懇談会方式を取り入れて行ってまいりましたが、常任委員会の研究テーマを中心に、町民から活発な意見が出され、現在、政策提言に反映すべく討議されているところでございます。

次年度への提案としては、我々任期の最後の年になろうかと思いますが、平成29年の議会報告会については、引き続いてこれまでの懇談会方式で実施することが第1点目でございます。

2つ目としては、町民の声を直接かつ広く聴取し、取りまとめに当たってはそれらを集約して、全議員の共有化を図ることに重点を置くものとする。ということでございまして、前回から共有化を図ることに重点を置くというふうにして取り組んでまいりましたが、平成29年度もそこに重点を置いて取り組んでいくということでございます。

ただ、取りまとめに当たってはということをつけ加えましたが、この検証の中でも各班の報告の仕方にばらつきがありましたので、今度取り組むに当たっては、その共有化を図ることに重点を置くという内容で、各班長の意思統一を図りながらやっていく必要があるだろうということを含めて、この2点目の全議員の共有化を図ることに重点を置きながら進めるということに加えましたので、御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君） これをもって、合同会議座長の説明を終わります。

これより、委員各位の御意見をいただきたいと思います。検証と次年度への提案とにそれぞれ分けて行いたいと思います。まず、検証について御意見をいただきたいと思います。

御意見ありませんか。橋本四郎委員。

○委員（橋本四郎君） 質問ですよ、今回のやつに。

実は、私、そこに議員控室にある各町の議会報告書を読んでいるんです。読んでみて、ああすばらしいなと思ったのは、このことに関してです。こういう議会報告会の内容というのは、議会だよりの中に質問した地域の名前までありません。どこの地域でこれが出たと。それをそのまま今度答えにかえて、当局側に、行政側の長のほうに質問が必要で、その報告をもらいながら、11月の答えを1月の議会の報告で書いているんです。すばらしいなとは思いました。

だから、今回そのような方法を取り入れてくれたのかどうか、ほかの議会だよりを見ながら、あるいは議会でなくても、これは公民館に置く場合に、自分の出した意見がどう処理されたかということが一番先に知りたいでしょう。そういう具体的な事項も入りながらの報告書になっているかと思うんですが、いかがでしょうか、そこら辺だけお聞きします。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻委員長。

○合同会議座長（我妻 薫君） 検証の結果での今質問だったと思いますが、確かに各会場でいろんな町民から聞かれていることの内容等々について、前回まででしたら、その答え、対応、あと回答、そういう欄をつくってまいっていましたけれども、前回からそういうものについては基本的には町民からの意見、要望、そういったものをまず各班で受けたものをその班の議員だけのものにすることなく、全体に返して、その出た内容について常任委員会であれば常任委員会でどう受けとめていくのか、各議員個々人がそれを受けとめて、どういうふうに議会活動に反映していくのか、そういった意味で町民から出された意見、要望等についてきちんと共有化を図ることに重点を置こうというのが、前回からこの平成28年度から取り入れましたので、そのことについては、この2番目にもありますように、政策提言等に反映すべく議論されているということの受けとめでございました。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。（「なし」の声あり）御意見なしと認めます。

お諮りいたします。

検証については案のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、検証については案のとおりとすることに決しました。

次に、次年度への提案について御意見をいただきたいと思います。御意見ありませんか。（「な

し」の声あり）御意見なしと認めます。

お諮りいたします。

次年度への提案については、案のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。

よって、次年度への提案については、案のとおりとすることに決しました。

次年度の議会報告会につきましては、平成28年議会報告会の検証と次年度への提案を踏まえ、実施することにしたいと思います。

日程第4 特別委員会の中間報告について

○委員長（平吹俊雄君） 日程第4、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

平成28年2月18日に本特別委員会で中間報告がされた以降の取り組みについて本日の特別委員会での確認事項を反映させた形での報告としたいと思います。資料の関係上、暫時休憩したいと思います。再開は3時。

午後2時46分 休憩

午後2時59分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

ただいまの出席委員14名でありますので、本特別委員会は成立いたしております。

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま、行財政・議会活性化調査特別委員会中間報告書（案）を配付させていただきました。案につきまして御説明いたします。

1ページから2ページになりますが、平成28年10月に実施した議会報告会について、参加者状況、実施班構成、質問、意見・要望事項件数、次年度への提案について記載しております。次に、2ページから4ページになりますが、本特別委員会での取組項目及び取組方法、確認事項、研修会の実施について記載しております。特に町内7団体の代表の皆様、議員定数と議員報酬について参考人として御意見をいただいたこと、また、その前段として研修会に御参加いただいた旨を記載しているところであります。4ページ以降に、委員会名簿、審査経過について記載させていただきました。

以上で（案）の内容についての御説明を終わります。この件につきまして委員各位の御意見

をいただきたいと思います。御意見ありませんか。橋本委員。

○委員（橋本四郎君） 間違ったらごめんなさいね。

2ページを見てください。2ページの中に質問、意見・要望事項とありますよね。109が出たと。これは議員としてはどういう意見が出たかというのは自分が関係していない分科会のものはわからないわけですよ。自分のほうはある程度それはわかるかはわかりませんが、そういうものを議員に配って、それがどうなったかということを議員も含めて町民も関心を持っていくと。そういう形にするためには、その内容を会場も含めてはいいと思いますが、どこでという方が、どういう方は入らなくてもいいですけども、どういう意見が出たと。こういうふうに対処したと。そのことは出してくれるんでしょうかということです。

○委員長（平吹俊雄君） 橋本委員の今の意見については、取り消しということでございますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにもございませんか。（「なし」の声あり）御意見なしと認めます。

お諮りいたします。

特別委員会の中間報告については、（案）のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会の中間報告につきましては、（案）のとおりとすることに決しました。

次に、中間報告は平成28年度美里町議会3月会議で報告したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。

よって、平成28年度美里町議会3月会議で報告することに決しました。

以上をもちまして、行財政・議会活性化調査特別委員会の本日の会議を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時03分 閉会

上記会議の経過は、事務局長吉田 泉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

委 員 長